

定期購入の落とし穴

特別割引クーポンを利用したら、いつの間にか

コース内容が変わっていた!?



注文直後に表示される【特別割引クーポン】を利用したり、おまとめコースにコースを変更すると、契約内容が変わってしまうことがあります！「最終確認画面」を必ず確認しましょう！



相談事例

「定期縛りなし」と表示された定期購入を申し込んだはずが、申込直後に表示された「特別割引クーポン」を利用したことで、いつの間にか4回購入が条件のコースに変更されていた

スマートフォンで、「定期縛りなし」「初回約2000円」という美容液の定期コースの広告を見て、販売サイトで注文した。初回の商品が届き、販売業者に電話で定期コースを解約したいと伝えたところ、「4回の購入が条件の定期購入コースの契約になっている」と説明された。広告には「定期縛りなし」と記載されていたと伝えたが、「特別割引クーポンを『利用する』のボタンを押してコースを変更しているため、4回約4万円分の商品を購入する必要がある。」と説明された。納得できないと何度も伝えたが、「4回購入しないと解約できない」としか言われぬ。注文完了直後に割引クーポンが表示され、利用した記憶はあるが、コースが変更されるとは思っていなかった。(2022年3月受付 40代 女性)

相談事例からみる問題点

「特別割引クーポン」の利用で、消費者が気づかぬうちにコースの内容が変更されていた

消費者は、販売サイトで「いつでも解約可能」「定期縛りなし」「1回だけのお試しOK」などの表示を見て、「購入回数の条件がない定期購入」を申し込みますが、注文完了直後に「特別割引クーポン」の利用を勧められ、利用すると“複数回の購入が条件の定期購入”に変更されていたケースがあります。「最終確認画面」にコースが変更される旨が表示されていても、文字が小さかったり、多数回スクロールしないと確認できなかったりと消費者が認識しづらい状況です。

